

## 薬事検査結果（令和7年度）

健康被害の未然防止のため、医療局医療安全課の依頼により、いわゆる健康食品と称して販売されている製品（痩身または強壮効果を目的とする製品）の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）で規制される成分検査を行っています。

令和7年度は強壮効果を標ぼうするいわゆる健康食品15検体について、メチルテストステロン、ヨヒンビン、シルденаフィル、タダラフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル、キサントアントラフィル、チオキナピペリフィルの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

また、「ダイエット」、「痩身」等を標ぼうするいわゆる健康食品15検体について、センナ、フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、エフェドリン、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン、ノルエフェドリン、甲状腺ホルモンの検査を行いました。その結果、1検体からセンナが検出されました。

表 令和7年度いわゆる健康食品中の規制成分検査結果

強壮効果を標ぼうするいわゆる健康食品			
検査項目	検査検体数	検出検体数	
メチルテストステロン	15	0	
ヨヒンビン	15	0	
シルденаフィル	15	0	
タダラフィル	15	0	
バルデナフィル	15	0	
ホンデナフィル	15	0	
キサントアントラフィル	15	0	
チオキナピペリフィル	15	0	
「ダイエット」、「痩身」等を標ぼうするいわゆる健康食品			
検査項目	検査検体数	検出検体数	
センナ	15	1	
フェンフルラミン	15	0	
N-ニトロソフェンフルラミン	15	0	
エフェドリン	15	0	
プソイドエフェドリン	15	0	
メチルエフェドリン	15	0	
ノルエフェドリン	15	0	
甲状腺ホルモン(L-チロキシン、3, 3', 5-トリヨード L-チロニン)	15	0	

【 検査研究課 理化学(添加物含有物)担当 】